大泉緑地・蜻蛉池公園・りんくう公園対象

資料 35

長期型指定管理事業の収益の還元

府営公園管理要領 P141「10. 収益の還元」について、長期型指定管理事業で収益が出た場合の具体的な還元方法等を次のとおりとする。ただし、魅力向上事業のうち自動販売機設置事業については、別に定めることとする。

1．収益還元の額の報告

各年度の管理業務、魅力向上事業それぞれで積算【収益がマイナスの場合は納付不要】

☆管理業務・・・・・利用料金収入、府が負担する委託料を含む総収入から総支出を引いた金額（税引前当期純利益）の 25%

☆魅力向上事業・・・魅力向上事業（自動販売機設置事業を除く。）にかかる総収入から総支出を引いた金額（税引前当期純利益）の 25%

（※総収入及び総支出に計上する項目は、損益計算書の考えを準用すること。）

2．還元方法

現金を納付すること。

ただし、管理業務及び魅力向上事業（自動販売機設置事業を除く。）については、それぞれ 1．の額の半額を超えない範囲で、指定管理者が管理する公園の公園施設の改修・整備費用の執行をもって納付に代えることができる。なお、公園施設の改修・整備については、原則として収益還元額を確定した年度内に実施するものとする。ただし、やむを得ない理由により年度内の実施が困難な場合は、あらかじめ府と協議すること。

3．収益還元の流れ

①事業報告書、魅力向上事業収支内訳書（資料 35 別紙 1①～⑤）を 6 月末までに提出

②府で各報告書の内容を確認、収支を確定

③収支確定後、府と指定管理者で収益還元額等を確認

（還元額を確定し、還元計画を確認すること、その旨打ち合わせ簿に記載）

④協議内容をもとに指定管理者は収益還元計画書（資料 35 別紙 2）を作成、府へ提出

⑤提出があった収益還元計画書（資料 35 別紙 2）により、金銭で納付する額について府が指定管理者に対して 8 月末までに請求

（納入通知書を作成すること）

受入科目

（款）都市整備費

（項）雑　　入

（目）雑　　入

（節）都市整備費雑入

（細節）公園事業雑入

⑥指定管理者は府からの請求により 30 日以内に支払い
（事業報告書を提出した年度の９月末までに支払いを完了すること。）
⑦収益還元計画書（資料 35 別紙 2）により、公園施設の改修・整備について、指定管理者が実施

４．公園施設の改修・整備費の精算

収益還元計画書に基づき公園施設の改修・整備を実施した結果、その執行額が計画額を下回った場合は、その差額を府へ納付するものとする。納付方法及び納付期限については、府と協議のうえ決定する。